

コンクリート品質確保に関する問い合わせ（渋川市）への回答

① ガイドラインにそって、設計、施工等を行い、データを建設技術センターにて登録をするとのことでしたが、市町村で、行ったものも登録することは可能なのでしょうか。

回答：現在は、建設技術センターのデータベースへは、県の地域機関だけが登録できることになっています。

② ガイドラインに沿った、成果を収めるのに際し、発注者指定型と受注者希望型があるようですが、ガイドラインに載っている重要構造物の設計、施工に際し、群馬県では該当する全ての重要構造物に対し、発注者指定型というかたちで、ガイドラインを採用するのでしょうか。それとも、重要構造物のなかでも、実施する案件と実施しない案件があるのでしょうか。

回答：平成31年度から、対象となる重要構造物は、すべて発注者指定型としてガイドラインを適用します。

③ 構造物の鉄筋の配置において、構造上安全な鉄筋量にプラスして、ひび割れ抑制のための補強鉄筋 A・B を配置するとのことですが、社会資本整備交付金などの補助金をいただく設計、施工においても、施工記録シート等の費用を計上しても大丈夫なのでしょうか。また、施工において補強鉄筋を追加しても大丈夫なのでしょうか。こういったことについて、会計検査等で、過剰な鉄筋量になるとの指摘は受けないものなのでしょうか。

回答：本ガイドラインは、コンクリート構造物の耐久性を向上させることを目的に、品質確保に向けた具体的取り組みを示したものです。

よって、耐久性向上により長寿命化が図られることとなり、メンテナンスコストを含めたトータルコストが軽減されることとなります。

このことを説明すれば、補助金で施工記録シート等の費用を計上することは問題ないと考えています。